

# 真岡市・二宮町合併協議会

## 第1回会議参考資料

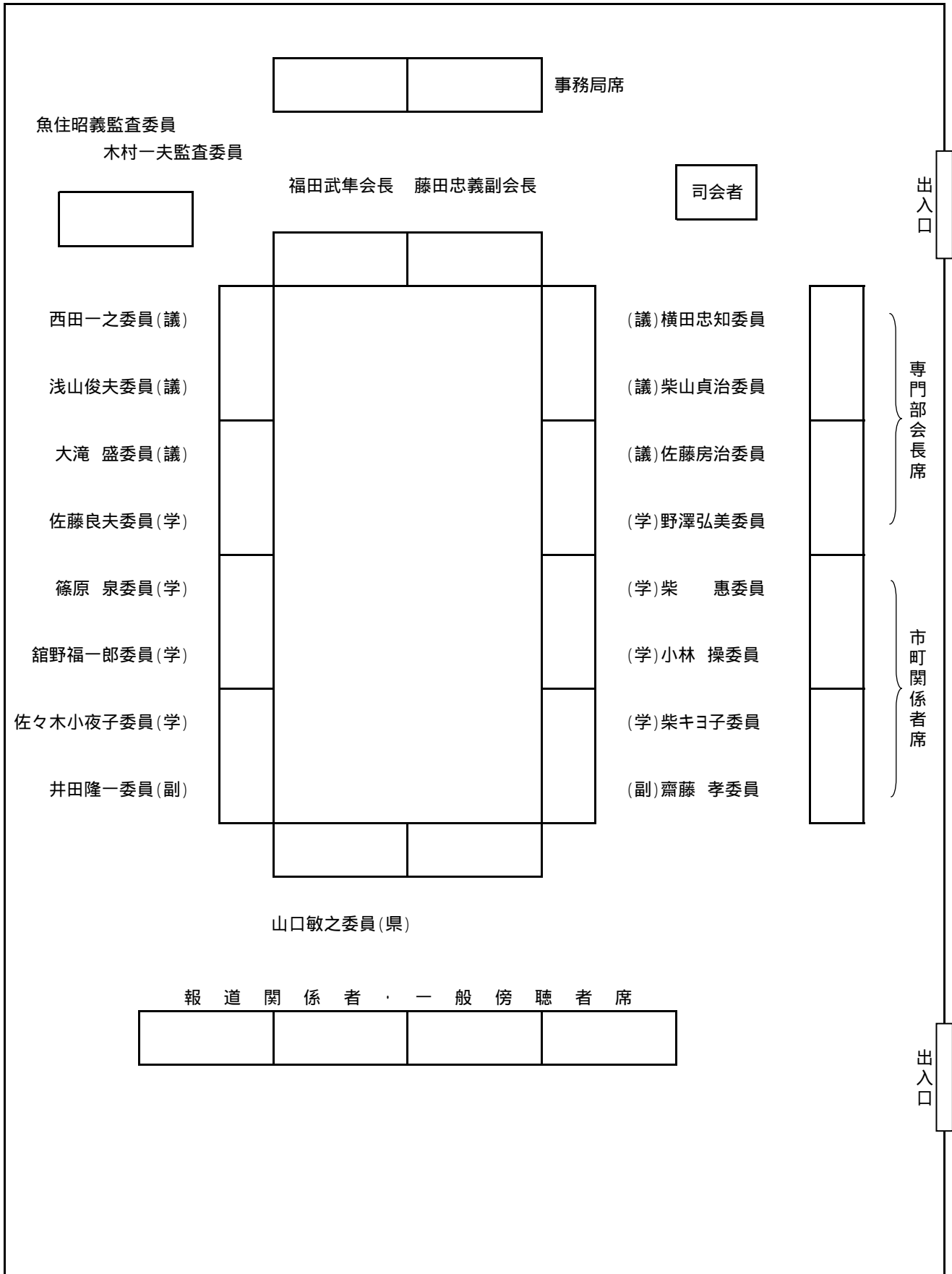
日時：平成19年10月1日(月)午後2時

場所：真岡市青年女性会館

## 参 考 資 料 目 次

真岡市・二宮町合併協議会座席表	P 1
真岡市・二宮町合併協議会委員及び監査委員名簿	P 2
真岡市・二宮町合併協議会開催予定日一覧表	P 3
真岡市・二宮町合併協議会組織図	P 4
真岡市・二宮町合併協議会事務局組織図	P 5
報告第 1 号「真岡市・二宮町合併協議会の設置について」関係説明資料	P 6
議案第 3 号「真岡市・二宮町合併協議会の会議の運営について」関係説明資料	P 1 8
協議第 1 号「合併協定項目及び合併協定項目調整方針について」関係説明資料	P 2 0
協議第 2 号「新市基本計画の策定方針について」関係説明資料	P 2 8
協議第 4 ～ 7 号「基本 4 項目」関係説明資料	P 3 6

# 第1回 真岡市・二宮町合併協議会座席表



## 真岡市・二宮町合併協議会委員名簿

(氏名敬称略)

	区 分	役 職	氏 名	委 員 区 分	備 考
1	市 町 長	会 長	福 田 武 隼		真岡市
2	市 町 長	副 会 長	藤 田 忠 義	第 7 条 第 1 項 第 1 号 委 員	二宮町
3	副 市 町 長	委 員	井 田 隆 一	第 7 条 第 1 項 第 2 号 委 員	真岡市
4	副 市 町 長	委 員	齋 藤 孝	"	二宮町
5	議 長	委 員	西 田 一 之	第 7 条 第 1 項 第 3 号 委 員	真岡市
6	議 長	委 員	横 田 忠 知	"	二宮町
7	議 会 選 出	委 員	浅 山 俊 夫	第 7 条 第 1 項 第 4 号 委 員	真岡市
8	議 会 選 出	委 員	大 滝 盛	"	真岡市
9	議 会 選 出	委 員	柴 山 貞 治	"	二宮町
10	議 会 選 出	委 員	佐 藤 房 治	"	二宮町
11	学 識 経 験 者	委 員	佐 藤 良 夫	第 7 条 第 1 項 第 5 号 委 員	真岡市
12	学 識 経 験 者	委 員	篠 原 泉	"	真岡市
13	学 識 経 験 者	委 員	館 野 福 一 郎	"	真岡市
14	学 識 経 験 者	委 員	佐 々 木 小 夜 子	"	真岡市
15	学 識 経 験 者	委 員	野 澤 弘 美	"	二宮町
16	学 識 経 験 者	委 員	柴 惠	"	二宮町
17	学 識 経 験 者	委 員	小 林 操	"	二宮町
18	学 識 経 験 者	委 員	柴 キヨ子	"	二宮町
19	学 識 経 験 者	委 員	山 口 敏 之	"	栃木県

## 真岡市・二宮町合併協議会監査委員名簿

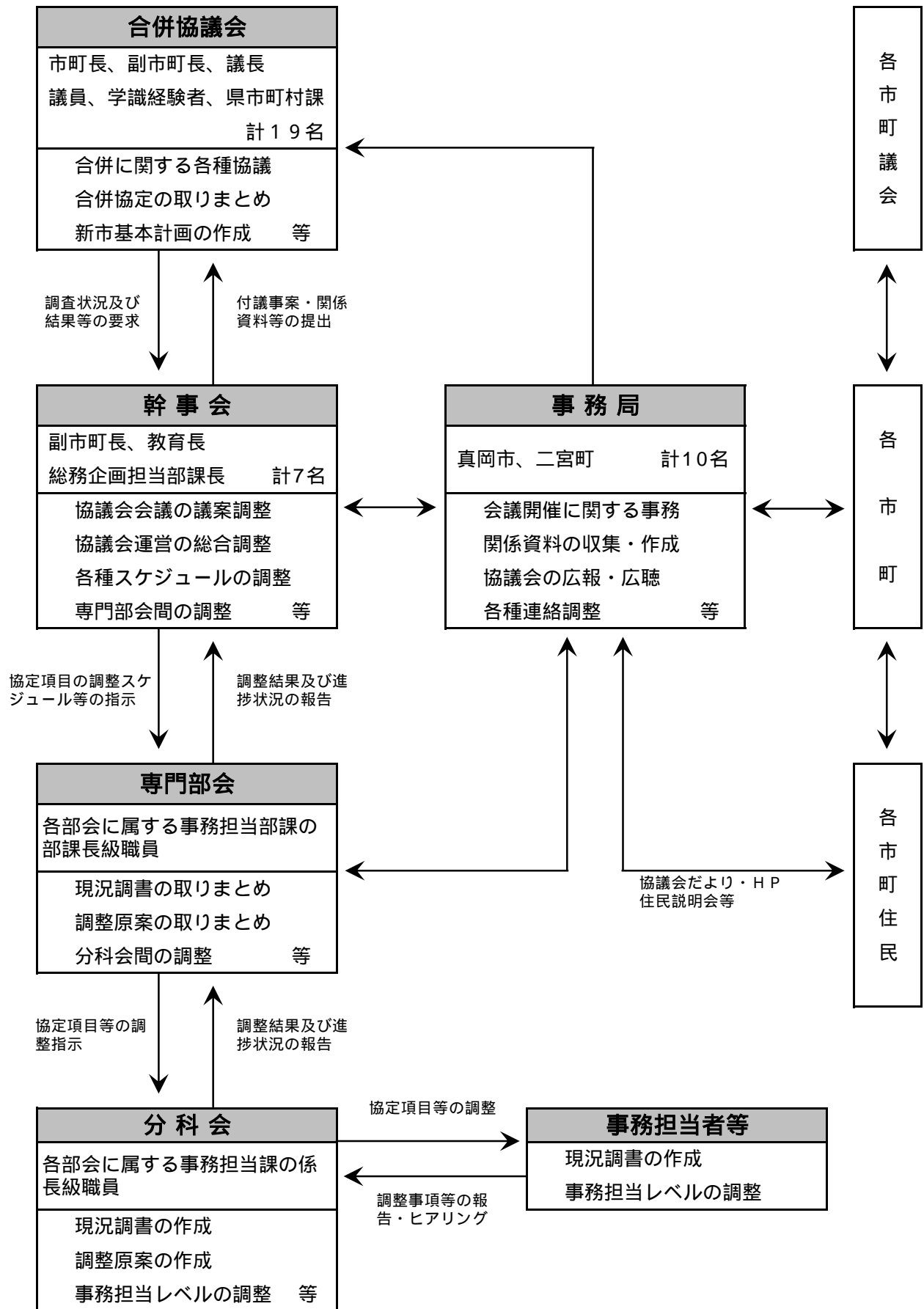
(氏名敬称略)

1	監 査 委 員	魚 住 昭 義	真岡市代表監査委員
2	監 査 委 員	木 村 一 夫	二宮町代表監査委員

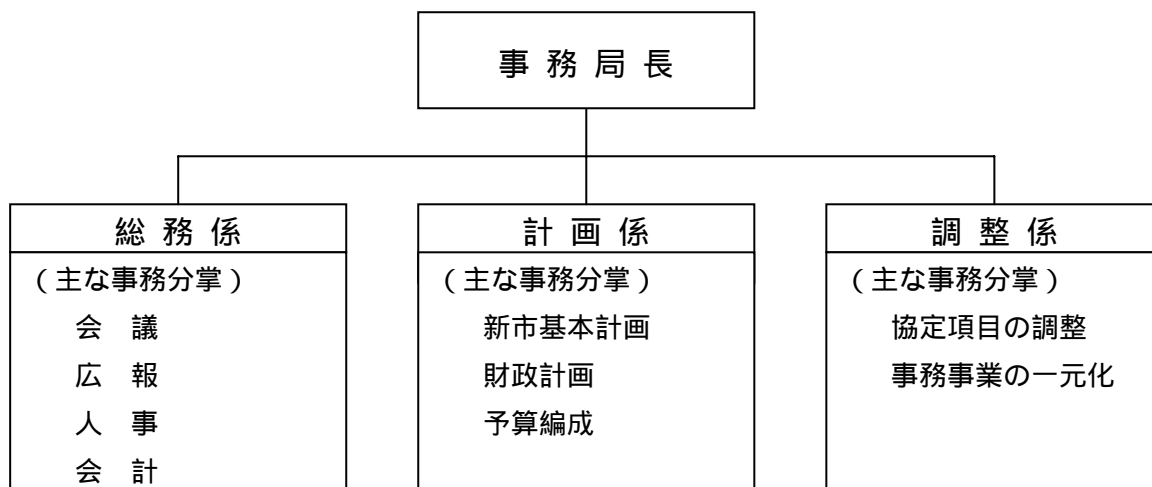
## 真岡市・二宮町合併協議会開催予定日一覧表

回数	開催期日	会場
第1回	平成19年10月 1日 (月)	真岡市:青年女性会館
第2回	平成19年11月13日 (火)	二宮町:二宮町民会館
第3回	平成19年12月26日 (水)	真岡市:青年女性会館
第4回	平成20年 1月16日 (水)	二宮町:二宮町民会館
第5回	平成20年 2月13日 (水)	真岡市:青年女性会館
第6回	平成20年 3月26日 (水)	二宮町:二宮町民会館
第7回	平成20年 4月25日 (金)	真岡市:青年女性会館
第8回	平成20年 5月21日 (水)	二宮町:二宮町民会館
第9回	平成20年 6月25日 (水)	真岡市:青年女性会館
第10回	平成20年 7月16日 (水)	二宮町:二宮町民会館
第11回	平成20年 8月 6日 (水)	真岡市:青年女性会館
第12回	平成20年10月22日 (水)	二宮町:二宮町民会館

# 真岡市・二宮町合併協議会組織図



## 真岡市・二宮町合併協議会事務局組織図



所 属	職 名	氏 名	派遣市町村
	事務局長	飯 島 眞 一	真岡市
総 務 係	係 長	小 林 裕 司	真岡市
	職 員	篠 原 俊 大	真岡市
	職 員	石 川 純 人	二宮町
	職 員	田 中 敦 子	真岡市
計 画 係	係 長	菊 地 高 樹	二宮町
	職 員	篠 崎 正 則	真岡市
調 整 係	係 長	成 毛 純 一	真岡市
	職 員	海 老 原 匡	二宮町
	職 員	横 田 由 裕	二宮町

# 報告第1号関係説明資料



## 真岡市・二宮町合併協議会規約逐条解説

### 第1条（協議会の設置）

（協議会の設置）

第1条 真岡市及び二宮町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### 【趣旨】

この条文は、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律（以下、趣旨説明において「合併新法」という。）に基づき、法定の合併協議会の設置根拠を明示し、真岡市と二宮町の両市町で合併協議会を設置する旨を定めたものである。なお、条文中の両市町については、建制順に列挙したものである。

参考：地方自治法

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

参考：合併新法

（合併協議会の設置）

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

### 第2条（協議会の名称）

（協議会の名称）

第2条 協議会は、真岡市・二宮町合併協議会と称する。

### 【趣旨】

この条文は、協議会の名称を規定するものであり、一般的には協議会の構成団体を示す名称及び担当事務によって定めることとされていることから、その名称を「真岡市・二宮町合併協議会」と定めたものである。

参考：地方自治法

(協議会の規約)

第252条の4 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 協議会の名称
- (2) 協議会を設ける普通地方公共団体
- (3) 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目
- (4) 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法
- (5) 協議会の経費の支弁の方法

第3条(協議会の事務)

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

【趣旨】

この条文は、協議会が担任する事務の範囲を明確かつ具体的に定めたものであり、各号の内容は次のとおりである。

- (1) 第1号は、両市町の合併に関する一般的な事項を協議する旨を定めたものである。
- (2) 第2号は、合併新法第3条第1項において合併協議会が行うものと規定されている合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画(いわゆる「合併市町村基本計画」)について、同法第6条の規定に基づき作成する旨を定めたものである。
- (3) 第3号は、その他の合併に関する事項については、本号で読み込むことを定めたものである。

参考：合併新法

(合併協議会の設置)

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画(以下「合併市町村基本計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第6条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- (1) 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- (2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項

- (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
- (4) 合併市町村の財政計画
- 2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。
  - 3 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
  - 4 合併協議会は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
  - 5 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
  - 6 第61条第23項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、同条第1項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。
  - 7 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。
  - 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
  - 9 第7項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第22条第1項に規定する地域審議会が置かれている場合、第24条第1項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
  - 10 第4項の規定は、第7項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。

#### 第4条（協議会の事務所）

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、真岡市荒町5191番地に置く。

#### 【趣旨】

この条文は、地方自治法上における協議会において有する3つの機能のうち、連絡調整機能、計画作成機能の事務を執行する場所として、協議会の事務所の位置を「真岡市荒町5191番地に置く」と定めたものである。

参考：地方自治法  
（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

#### 第5条（組織）

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

#### 【趣旨】

この条文は、協議会の組織について定めたものである。地方自治法第252条の3第1項の規定において「普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。」と定められており、会長と委員とは別個のものであるという位置付けがなされていることから、本規約においても、会長と委員は別個のものとし、また会長を補佐し、その職務を代理するものとして、副会長を置くことを定めたものである。

参考：地方自治法

（協議会の組織）

第252条の3 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。

- 2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員の中から、これを選任する。
- 3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

#### 第6条（会長及び副会長）

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、両市町の長が協議し、両市町の長のうちからこれを選任する。

- 2 会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

#### 【趣旨】

この条文は、会長及び副会長について定めたものであり、各項の内容は次のとおり

である。

1 第1項は、会長及び副会長の選任について定めたものである。協議会の会長及び委員について規定した地方自治法第252条の3第1項の法解釈では、「会長は、いうまでもなく一人であって委員とは別個であり、委員が会長となる建前はとられていないので、会長は、委員が互選した者をもってこれに充てる旨を規約に定めることはできない。」(松本英昭著 逐条地方自治法)と解されていることから、会長及び副会長の選任については、両市町の長が協議し、両市町の長のうちから選任する旨を定めたものである。

なお関係法令上、副会長を置くことについての明文の規定はないが、会長の職務代理を、会長が予め委員の中から指定できると解されていることから、職務代理者としての副会長を置くものとしたものである。

2 第2項は、地方自治法第252条の3第3項の規定に基づき、会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する旨を定めたものである。

3 第3項は、第1項並びに前条において協議会に副会長を置く旨を定めたことから、本項において、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を副会長が代理することを定めたものである。

4 第4項は、地方自治法第252条の3第2項で「協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とする」と規定されていることから、協議会の事務の性質に鑑み、非常勤とすることを定めたものである。

#### 参考：地方自治法

##### (協議会の組織)

第252条の3 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。

2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員の中から、これを選任する。

3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

#### 第7条(委員)

##### (委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両市町の長のうち、副会長となる者
- (2) 真岡市の副市長及び二宮町の副町長
- (3) 両市町の議会の議長
- (4) 両市町の議会の議長が指名する議員各2名
- (5) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者9名以内

2 委員は、非常勤とする。

## 【趣旨】

この条文は、協議会を組織する委員について定めたものであり、各項の内容は次のとおりである。

1 第1項は、協議会の委員となるべき者の範囲を定めたものである。合併協議会の委員については、関係普通地方公共団体の職員(地方自治法第252条の3第2項)、議会の議員(合併新法第3条第3項)をもって充てるとされており、また、学識経験を有する者(合併新法第3条第5項)についても、委員に加えることができることされている。

以上のことから、本協議会の委員については、

(1) 第1号に、関係普通地方公共団体の職員として、両市町の長の協議により協議会の副会長となる者を規定した。

(2) 第2号に、関係普通地方公共団体の職員として、真岡市の副市長及び二宮町の副町長を規定した。

(3) 第3号に、議会の議員として両市町の議会の議長を規定した。

(4) 第4号に、議会の議員として両市町の議会の議長が指名する議員各2名を規定した。

(5) 第5号に、学識経験を有する者として両市町の長が協議して定めた者9名以内を規定したものである。

2 第2項は、前条第4項の趣旨と同様に、地方自治法第252条の3第2項の規定に基づき、委員は非常勤とすることを規定したものである。

本条項により委員総数は18名となる。

参考：地方自治法

第252条の3(協議会の組織)

2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員の中から、これを選任する。

参考：合併新法

第3条(合併協議会の設置)

3 合併協議会の委員は、地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもつて充てる。

4 次条第18項又は第5条の27項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第1項又は第5条第1項の代表者を委員として加えることができる。

5 合併協議会には、前2項に定めるもののほか、地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

## 第8条（会議）

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

### 【趣旨】

この条文は、協議会の会議について定めたものであり、各項の内容は次のとおりである。

- 1 第1項は、協議会の会議は原則として会長が招集するものとし、招集権限が会長に属することを定めたものである。
- 2 第2項は、協議会の会議の成立要件として、第7条第1項に規定する委員の半数以上の者の出席を要することを定めたものである。
- 3 第3項は、会議の議長は会長が務める旨を定めたものである。
- 4 第4項は、本規約に定める以外の会議の運営に関する事項については、会長が会議に諮り別に定めることを規定したものである。

## 第9条（会議の出席者）

（会議の出席者）

第9条 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### 【趣旨】

この条文は、協議会の会議に委員以外の者を出席させることができることについて定めたものである。合併に関する協議は両市町の行政全般にわたるため、説明員等として関係市町の部課長及び担当職員等並びに関係団体の代表者等、協議会委員以外の者を会議に出席させ、説明、助言等を求めることができるよう定めたものである。

また、特定な事項について、識者の意見等を求める必要性が生じた場合、本規定を根拠に、当該識者の会議への出席要請を可能とするものである。

## 第10条(幹事会)

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 【趣旨】

この条文は、幹事会の設置等について定めたものであり、各項の内容は次のとおりである。

- 1 第1項は、協議会に提案する事項の事前協議又は必要な調整を行うための組織として幹事会を設置する旨を定めたものである。
- 2 第2項は、幹事会の組織及びその運営方法等については、別途、会長が定めることを規定したものである。

## 第11条(事務局)

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 【趣旨】

この条文は、事務局の設置等について定めたものであり、各項の内容は次のとおりである。

- 1 第1項は、協議会の事務処理機関として事務局を設置する旨を定めたものである。
- 2 第2項は、事務局に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てることとする旨を定めたものである。
- 3 第3項は、事務局の組織等については、会長が別に定めることを規定したものである。



## 第12条（協議会の経費等）

（協議会の経費等）

- 第12条 協議会に要する経費は、両市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 前項に規定する負担金は、両市町の長が協議して、両市町で負担するものとする。
  - 3 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

### 【趣旨】

この条文は、協議会の経費等について定めたものであり、各項の内容は次のとおりである。

- 1 第1項は、協議会の運営に必要な経費は、両市町の負担金及びその他の収入をもって充てる旨を定めたものである。
- 2 第2項は、前項に規定する負担金は、両市町の長が協議して、両市町で負担する旨を定めたものである。
- 3 第3項は、協議会の会計年度を普通地方公共団体の会計年度である毎年4月1日から翌年3月31日とする旨を定めたものである。

## 第13条（監査）

（監査）

- 第13条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員のうちから両市町の長が協議して定めた2名の者に委嘱して行う。
- 2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

### 【趣旨】

この条文は、協議会の出納の監査について定めたものであり、各項の内容は次のとおりである。

- 1 第1項は、協議会の出納監査を行う監査委員として、両市町の監査委員のうちから両市町の長が協議して定めた2名の者に委嘱して、監査を行うことを定めたものである。
- 2 第2項は、監査委員の義務として、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならないことを規定したものである。

#### 第14条（財務に関する事項）

（財務に関する事項）

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 【趣旨】

この条文は、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めることを規定したものである。

#### 第15条（報酬及び費用弁償）

（報酬及び費用弁償）

第15条 会長並びに第7条第1項第1号及び第2号に掲げる委員は費用弁償を、同項第3号から第5号までに掲げる委員及び第13条第1項の監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第5号の委員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する特別職（常勤の職に限る。）又は一般の職員である場合にあつては、報酬を支給しない。

3 第1項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

#### 【趣旨】

この条文は、報酬及び費用弁償について定めたものであり、各項の内容は次のとおりである。

1 第1項は、会長並びに副会長、第7条第1項第2号に規定する委員は費用弁償を、同条同項3号委員から5号委員及び第13条に規定する監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができることを定めたものである。

2 第2項は、第7条第1項第5号の委員（いわゆる学識経験者委員）の9名中に、栃木県職員を充てることを予定していることから、一般職の地方公務員に対し報酬を支給することが、地方公務員法（以下「法」という。）第35条に規定する「職務に専念する義務」に、また法第38条に規定する「営利企業等の従事制限」に抵触する恐れがあるため、法第3条第1項に規定する常勤の特別職、一般職の委員には報酬を支払わない旨規定したものである。

3 第3項は、第1項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定めることを規定したものである。

#### 第16条（協議会解散の場合の措置）

（協議会解散の場合の措置）

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

#### 【趣旨】

この条文は、協議会を解散した場合の出納処理等について定めたものである。協議会を解散した場合、出納はその日をもって閉鎖し、会長であったものが決算を調製することを定めたものである。

#### 第17条（委任）

（委任）

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 【趣旨】

この条文は、委任として、本規約に定める以外の事項については、会長が別に定めることを規定したものである。

#### 附則

附 則

- 1 この規約は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 協議会が設置された会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、協議会の予算が成立した日から平成20年3月31日までとする。

#### 【趣旨】

- 1 この規約の施行期日は、平成19年10月1日とするものである。
- 2 協議会の会計年度は第12条第3項で、普通地方公共団体の会計年度とすると規定したが、協議会を設置した平成19年度の会計年度は、予算成立の日から平成20年3月31日までとしたものである。

# 議案第3号關係說明資料

## 真岡市・二宮町合併協議会の会議の運営について

真岡市・二宮町合併協議会規約第8条の規定に基づき、両市町の合併の協議を円滑に行うため、会議の運営に関し必要な事項について、次のとおり確認する。

### 1 会議の進行

会議の議事については、真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程第5条の規定に基づき、「全会一致」を原則とするが、共通認識の確認、協議の確認、承認、意思決定などの採決の手法については、「異議なし」の発言又は「拍手」等を求めることを基本とし、委員の意見が整わず、協議の進展に支障が生じた場合、又は重要な協議に関して必要が生じた場合には「挙手」、「賛成者の起立」等により行うものとする。

### 2 会議の開催期日、開催時刻及び開催場所

会議の開催期日は、別紙のとおりとする。ただし、協議事項の調整等により変更することができるものとする。

会議の開催時刻は、原則として午後2時からとする。ただし、必要に応じて、変更することができるものとする。

会議の開催場所は、両市町の施設等を利用することとし、持ち回りで開催することを原則とする。ただし、会場の都合等により、変更することができるものとする。

### 3 真岡市・二宮町合併協議会へ提案する事項の分類方法

合併協議会へ提案する事項の分類については、次のとおり定義する。

#### (1) 報告事項（協議会において共通認識を持つもの：意思決定を要しないもの）

法律等により「既に決定している事項」

（例：協議会規約）

規約、規程等により「会長が定めた事項」及び「両市町の長が協議して定めた事項」

（例：各種規程等）

協議会において、報告事項として扱うことと認識されたもの

【提案番号の表記：報告第 号】

#### (2) 議決事項（意思決定を要するもの）

法令、規約、規程等の定めにより、協議会において「会議に諮り決定すべき事項」

（例：協議会予算、会議運営規定等）

協議会において決定する必要がある事項

【提案番号の表記：議案第 号】

#### (3) 協議事項（意思決定を要するもの）

協議会規約第3条第1号により、協議会で協議し確認する事項

【提案番号の表記：協議第 号】

#### (4) 通し番号による整理

各事項の提案番号は最終提案まで通し番号とし、継続協議の場合は初回に使用した番号を使用するものとする。なお、その場合、協議会に提案した回数を枝番として付する。

【提案番号の表記：協議第 号の 】

# 協議第1号関係説明資料

# 協 議 事 項 概 要

## 合併協定項目（基本的協議事項）

協 議 事 項		内 容	備 考	
1	合併の方式	新設合併と編入合併 新設合併 旧市町村を廃して新しい自治体が誕生すること 編入合併 一つの市町村が他の市町村を吸収すること	合併の形態は、新設合併と編入合併に分けられるが、どちらの形態をとるかで、合併に係る事務手続きも大きく変わってくるので、市町村の状況や合併に向けての経過等をふまえつつ、十分に検討する必要がある。	基本的協議事項
2	合併の期日	合併協議会による調印日でも、各議会の議決日でもなく、新市として施行する日	合併に係る協議を始めてから新しい市が誕生するまでには、新市基本計画の作成や様々な協議事項の決定、住民の合意形成、あるいは市町村の議会や県議会の議決など、かなりの期間を必要とし、また、事務事業の移行や引継ぎ等に支障のない時期を選ぶ必要があるため、合併の期日についてはある程度余裕をもって選定しなければならない。	基本的協議事項
3	新市の名称	新市の名称	新設合併の場合には、市町村が廃止されるため新しい市の名称を制定する必要がある。編入合併の場合には、編入する市町村の名称とすることが通常である。	基本的協議事項
4	新市の事務所の位置	新事務所（本庁）の位置	新設合併の場合には、新たに事務所の位置を決めなければならない。編入合併の場合には、通常は編入する市町村事務所の位置となる。	基本的協議事項

## 合併協定項目（合併新法に規定されている特例の協議事項）

協 議 事 項		内 容	備 考	
5	議会の議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数、任期	新設合併であれば、全ての市町村の議員が、編入合併であれば、編入される方の議員が身分を失うのが原則である。しかし、旧市町村の住民意見を新市の行政に反映させるため、合併後の一定期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が定められている。特例を適用するかどうか協議する必要がある。	合併新法第8条第9条
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	農業委員の定数、任期	新設合併であれば、全ての市町村の委員が、編入合併であれば、編入される方の委員が身分を失うのが原則である。しかし、委員の定数や任期に関する特例措置が定められている。特例制度を適用するかどうか協議する必要がある。	合併新法第11条
7	地方税の取扱い	市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等	合併前の市町村で、課税している税目及び税率が異なる場合は、調整する必要がある。この場合、急激に税額が高くなったりすることがないように、5年間は不均一の課税等が認められている。	合併新法第16条
8	一般職の職員の身分の取扱い	市町村職員の身分	新設合併であれば、全ての一般職の職員は身分を失い、編入合併であれば、編入される方の市町村の一般職の職員は身分を失うことになる。しかし、合併新法により「引き続き合併市町村の職員として身分を保証しなくてはならない」と定められている。	合併新法第12条

合併協定項目（その他必要な協議事項）

協議事項	内容	備考	
9 財産の取扱い	市町村所有の土地、建物及び債権、債務	原則的には、合併関係市町村が持っていた財産及び債務や公の施設等についても新しい市で引継ぐことになる。	その他必要な協議事項
10 特別職の身分の取扱い	常勤特別職（市町村長、副市町村長等） 非常勤特別職（議会議員、教育委員等）	新設合併であれば、首長をはじめ特別職の職員は全員失職し、編入合併であれば、編入される方の市町村の特別職の職員は身分を失うことになるが、特別職の職員の措置について協議する必要がある。	その他必要な協議事項
11 条例、規則等の取扱い	市町村の条例、規則等	新設合併の場合、旧市町村が消滅するので条例、規則等はすべて失効し、新市の条例、規則等が施行される。編入合併の場合、編入される市町村の条例、規則等は、原則として失効し、基本的には編入する市町村の条例、規則等が適用されるが、合併に伴う見直しについて協議する必要がある。	その他必要な協議事項
12 事務組織及び機構の取扱い	行政組織、機構	新設合併の場合は、新たな条例、規則等を制定し、組織や機構を新たに設置する必要がある。編入合併の場合は、編入する市町村の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改革を行い、円滑に事務引継ぎができるよう措置が必要である。	その他必要な協議事項
13 一部事務組合等の取扱い	芳賀地区広域行政事務組合 真岡・二宮地区清掃事務組合 栃木県市町村総合事務組合等	合併が行われた場合は、市町村の法人格が消滅するため広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議のうえ、その取扱いを決める必要がある。	その他必要な協議事項
14 使用料、手数料等の取扱い	各施設の使用料、住民票、印鑑登録証明手数料等	市町村の間で同一目的の施設や同一種類の事務について、その使用料や手数料が違う場合は、あらかじめその取扱いについて調整を図っておく必要がある。	その他必要な協議事項
15 公共的団体等の取扱い	公共的団体の統合整備 観光協会、商工会、農協等	合併新法では、市町村の合併に際しては、一体性の速やかな確立に資するために、その統合整備に努めなければならないとされている。	その他必要な協議事項
16 補助金、交付金等の取扱い	各種団体補助金等	各種団体に交付している補助金や交付金は、合併に際して制度の調整が必要になる。新市の振興にどのように役立つかを明確にし、財政状況等に配慮しつつ取扱いを検討する必要がある。	その他必要な協議事項
17 町名、字名の取扱い	同一町、字名が存在する場合等の調整	町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化的背景があるので、住民の意向等を考慮して協議する必要がある。	その他必要な協議事項
18 慣行の取扱い	市町村民憲章や、各種宣言、各種行事等の取扱い	市町村民憲章、市町村の歌、花、木、鳥等の各種慣行は、地域の伝統文化との結びつきも強いいため、その地域でしっかり受け継いでいくべきものである。しかしながら、新市の一体性の確保という観点からできるだけ早く統一すべきであり、新市にふさわしいように協議していく必要がある。	その他必要な協議事項
19 国民健康保険事業の取扱い	保険税、給付等	市町村の間で、国民健康保険制度が異なっている場合は、当該制度の趣旨からなるべく早く統一していく必要があるが、保険税の不均一課税の適用もできる。	その他必要な協議事項
20 介護保険事業の取扱い	保険料、認定作業等	市町村の間で、介護保険制度が異なっている場合は、当該制度の趣旨からなるべく早く統一していく必要があるが、保険料の不均一料金の適用もできる。	その他必要な協議事項
21 消防団の取扱い	消防団の組織等	消防団の設置及び区域は条例で定められ、一市町村当りの設置数に制限はないが、今までの事例では合併に伴い統合されている。	その他必要な協議事項
22 行政区の取扱い	行政区、町会、自治会等の調整	区、町会、自治会等の取扱いについて調整の必要がある。	その他必要な協議事項
23 附属機関の取扱い	審議会等	市町村の附属機関の取扱いについて、調整の必要がある。	その他必要な協議事項



協議事項		内容	備考
24	各種事務事業の取扱い		その他 必要な 協議事項
-01	国際交流事業	行政事務一般	<p>行政事務全般について、事務事業のすり合わせを行い合併に伴う取扱いを協議し、あわせて合併協定を締結する必要がある。</p> <p>特に市町村で独自に実施している事業については、従来からの経緯等を考慮し、住民へのサービス低下を招かないように留意する必要がある。</p>
-02	電算システム事業		
-03	広報広聴関係事業		
-04	納税関係事業		
-05	消防防災関係事業		
-06	交通関係事業		
-07	窓口業務		
-08	保健医療事業		
-09	障害者福祉事業		
-10	高齢者福祉事業		
-11	児童福祉事業		
-12	生活保護事業		
-13	保育事業		
-14	その他の福祉事業		
-15	健康づくり事業		
-16	ごみ処理事業		
-17	環境対策事業		
-18	農林水産関係事業		
-19	商工、観光関係事業		
-20	勤労者、消費者関係事業		
-21	建設関係事業		
-22	上下水道事業		
-23	市町立学校の通学区域、 学校名		
-24	学校教育事業		
-25	社会教育事業		
-26	男女共同参画事業		
-27	コミュニティ施策		
-28	文化振興事業		
-29	社会体育事業		
-30	その他事業	上記協定項目以外で、必要とされる事業	
25	新市基本計画	新市基本計画	合併後10年間にわたり、新市の基本について検討し計画をたてる。 その他 必要な 協議事項

## 協定項目に関する事務事業の選定について

### 事務事業一元化の調整

- ( 1 ) 約 2 , 0 0 0 項目の事務事業のうち、特に重要である事務事業（協定項目に関する事務事業）について、協議会で協議、調整を行う。

その他の事務事業（協定項目以外の事務事業）については、幹事会において協議、調整を行い、調整内容を協議会に報告する。

### 協議会において協議し、調整すべき事項の選定

- ( 1 ) 合併協定項目の 5 ~ 2 3 に係る事務事業

合併新法等で規定され、取扱いを決める必要があるもの

議会議員や農業委員会委員の身分の取扱い、地方税の取扱いなど

住民の負担、サービスの給付に直結すること

使用料、手数料、補助金、交付金、公共的団体、一部事務組合、国民健康保険事業の取扱いなど

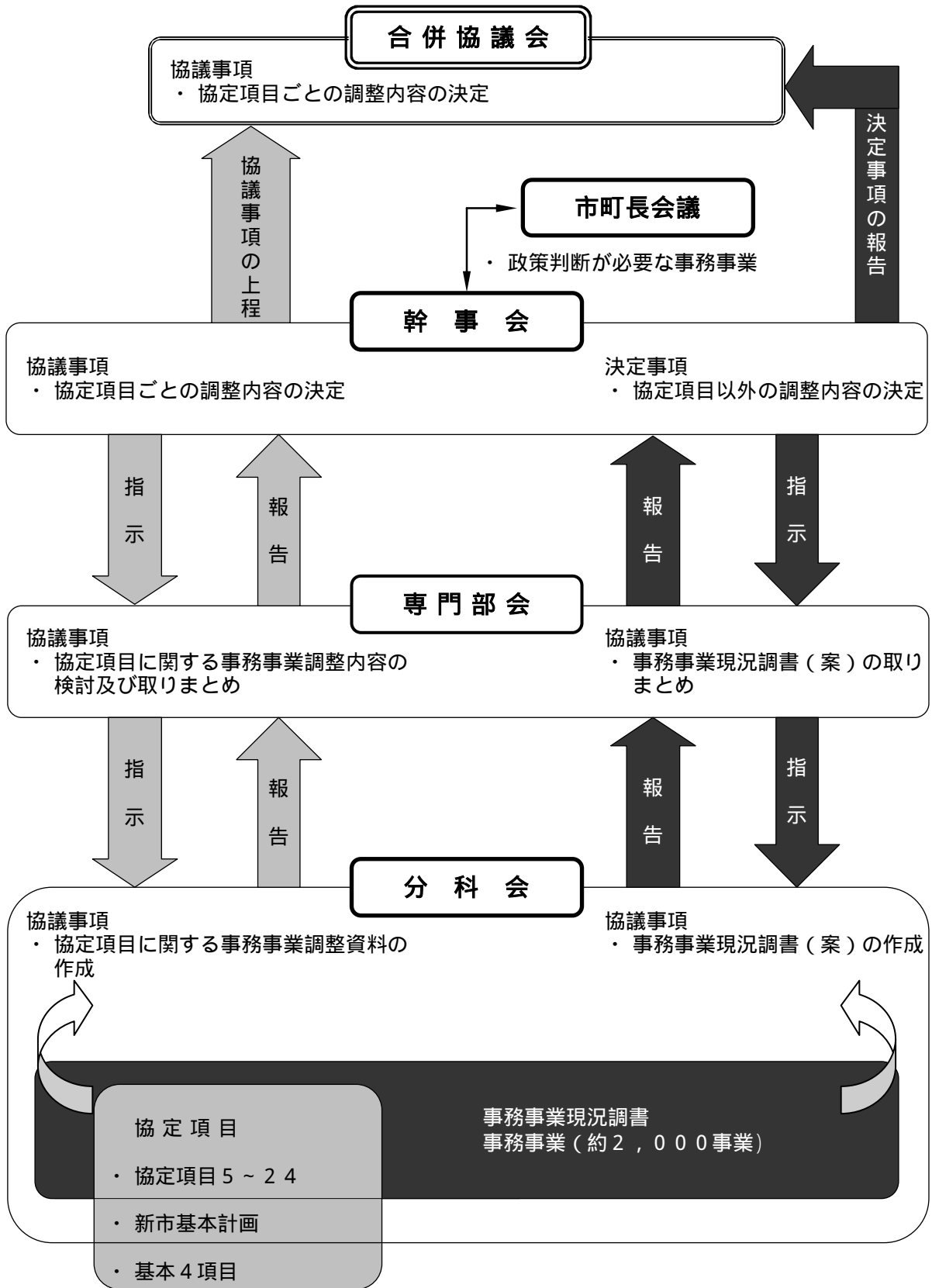
- ( 2 ) 合併協定項目の 2 4 に係る事務事業

合併協定項目 2 4 「各種事務事業の取扱い」が 1 ~ 3 0 に区分されているので、それぞれの区分ごとに協議会で協議する事務事業を選定する。

### 選定基準

- ( 1 ) 住民生活に直接影響があるもの
- ( 2 ) 新市運営に大きな影響があり、住民にその方向性を示すべきもの
- ( 3 ) 一元化のために多額の経費を要するもの（電算システムの統合など）
- ( 4 ) 実施計画事業など、主要な事務事業と考えられるもの
- ( 5 ) 総合計画の下位計画など、各部門別計画の取扱いに関するもの

# 協定項目の協議及び事務事業一元化の流れ



左側の流れ：協定項目に関する事務事業

右側の流れ：協定項目以外の事務事業

## 合併協定項目一覧

市町村・合併協議会名	真岡市・二宮町合併協議会	大田原市 (編入)	鹿沼市 (編入)	宇都宮市 (編入)	茨城県常総市 (水海道市) (石下町) (編入)	群馬県藤岡市 (藤岡市) (鬼石町) (編入)	埼玉県行田市 (行田市) (南河原村) (編入)
人口	83,002人	79,023人	104,148人	502,396人	66,536人	69,288人	88,815人
合併年月日	-	H17.10.1	H18.1.1	H19.3.31	H18.1.1	H18.1.1	H18.1.1
1	合併の方式						
2	合併の期日						
3	新市の名称						
4	新市の事務所の位置						
5	議会の議員の定数及び任期の取扱い						
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
7	地方税の取扱い						
8	一般職の職員の身分の取扱い						
9	財産の取扱い						
10	特別職の身分の取扱い						
11	条例、規則等の取扱い						
12	事務組織及び機構の取扱い						
13	一部事務組合等の取扱い						
14	使用料、手数料等の取扱い						
15	公共的団体等の取扱い						
16	補助金、交付金等の取扱い						
17	町名、字名の取扱い						
18	慣行の取扱い						
19	国民健康保険事業の取扱い						
20	介護保険事業の取扱い						
21	消防団の取扱い						
22	行政区の取扱い						
23	附属機関の取扱い						
24	各種事務事業の取扱い						
-01	国際交流事業						
-02	電算システム事業						
-03	広報広聴関係事業						

市町村・合併協議会名	真岡市・二宮町合併協議会	大田原市 (編入)	鹿沼市 (編入)	宇都宮市 (編入)	茨城県常総市 (水海道市) (石下町) (編入)	群馬県藤岡市 (藤岡市) (鬼石町) (編入)	埼玉県行田市 (行田市) (南河原村) (編入)
-04	納税関係事業						
-05	消防防災関係事業						
-06	交通関係事業						
-07	窓口業務						
-08	保健医療事業						
-09	障害者福祉事業						
-10	高齢者福祉事業						
-11	児童福祉事業						
-12	生活保護事業						
-13	保育事業						
-14	その他の福祉事業						
-15	健康づくり事業						
-16	ごみ処理事業						
-17	環境対策事業						
-18	農林水産関係事業						
-19	商工、観光関係事業						
-20	勤労者、消費者関係事業						
-21	建設関係事業						
-22	上下水道事業						
-23	市町立学校の通学区域、学校名						
-24	学校教育事業						
-25	社会教育事業						
-26	男女共同参画事業						
-27	コミュニティ施策						
-28	文化振興事業						
-29	社会体育事業						
-30	その他の事業						
25	新市基本計画						

人口は平成17年国勢調査人口による

# 協議第2号関係説明資料

## 1 新市基本計画とは

市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）第3条第1項及び第6条に規定する合併市町村基本計画（以下「新市基本計画」という。）は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して新市の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料に用いられ、新市のマスタープランとしての役割を果たすもので、合併協議会が作成するものです。

また、合併新法に基づく財政支援措置を新市が受けるためには、この計画の作成が前提となります。

## 2 新市基本計画の内容

新市基本計画の内容は、基本的には合併協議会で合併関係市町村の自主的判断で策定されるものですが、合併新法第6条第1項において、計画に盛り込むべき事項が例示されています。

### 新市の基本方針

- ・ 新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針  
新市又は新市を包括する都道府県が実施する新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項

- ・ を実現するための事業についてその大綱を定めるもの  
公共的施設の統合整備に関する事項

### 新市の財政計画

- ・ 合併後概ね5～10年程度の期間について定めるもの

## 3 計画策定上の留意事項

合併新法第6条第2項の規定により、新市基本計画は、新市の円滑な運営の確保及び 均衡ある発展を目的とし、新市の 一体性の確立及び 住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならないとされています。

「均衡ある発展」とは、地域の特性を活かしバランスのとれた振興整備等の方向が示されていること。

「一体性の確立」とは、新市における旧市町村意識を早期に解消し、新市の均衡ある発展の推進基盤を確立すること。

「住民の福祉の向上」とは、新市基本計画の実施を通じて地域全体のレベルアッ

プを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担っていると  
ともに、事務事業の見直し等による組織及び運営の合理化を図る必要がある旨も  
含んでいるものであること。

#### 4 計画作成の手順

新市基本計画作成の手続きについては、合併新法第6条で規定されております。作  
成は合併協議会が行うこととなっており手順例としては以下のとおりです。

第9次真岡市勢発展長期計画等・二宮町第5次総合振興計画等・とちぎ元気プラン等

↓

分科会・専門部会において合併新法に基づく項  
目を盛り込んだ素案を作成。  
幹事会の検討を経て合併協議会で検討・修正。  
住民説明会や県との下協議の意見等を計画に  
反映させ、最終的に合併協議会が新市基本計画  
の案を作成する。

⇔

県との下協議。  
住民説明会の  
実施。

↓

合併協議会は、県知事に対し事前協議を行う。

↓

事前協議終了後、合併協議会は、県知事に対し正式協議を行う。

↓

県知事が正式協議に伴う回答を行う。

↓

合併協議会は、新市基本計画を定め、総務大臣及び県知事に送付する。

↓

総務大臣は、新市基本計画を国の関係行政機関の長に送付する。



## 5 新市基本計画の主な構成

最近の新市基本計画の項目と記載内容の例については、概ね次のとおりです。

### 序論

#### (1) 合併の必要性

新市基本計画の冒頭において、合併の必要性について触れておくことは重要であると考えられます。

内容については、歴史的経緯や生活圏の拡大、地方分権、少子高齢化等からの必要性を挙げる例が多くなっています。

#### (2) 計画策定の方針

##### 計画の趣旨

新市基本計画全般にわたる趣旨を明示しています。

##### 計画の構成

新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、その基本方針を実現するための施策、公共的施設の統合整備、財政計画など、主な構成内容を明示しています。

##### 計画の期間

新市基本計画の期間（事業計画期間、財政計画期間）は法律上定められていませんが、最近の例では10年間が多いようです。

新市基本計画に基づいて行う事業については、合併期日の属する年度及びこれに続く10年度に限って合併推進債が充てられることなどから、計画の期間については、10年間が適当と考えられます。

### 合併関係市町村の概況

#### (1) 位置・地勢

隣接市町村、地形等を示すことにより地理的状況を明示します。位置図等を用いている例もあります。

#### (2) 気候

どのような気候であるかを明示します。平均温度、降水量を示している例もあります。

#### (3) 面積

面積に加えて、東西、南北の長さ、地目別（農地、宅地、山林等）の構成割合を併記している例もあります。

#### (4) 人口・世帯

直近の住民基本台帳人口、国勢調査における人口・世帯数、増加率、年齢階層別人口等を明示します。表を用いて推移を表している例もあります。

## 主要指標の見直し

### (1) 人口

総人口・年齢別人口・就業人口等について、概ね5年毎の推計人口を明示します。増減の要因等も併せて示します。

合併前の両市町の総合計画の合算数及びその伸率による推計、加えて合併効果による人口増を目標数とする場合が多いようですが、全国的な少子高齢化のために予測が難しく、人口予測を掲載しない新市基本計画の事例もあります。

いずれにせよ、厳しい現状を踏まえ、目標数が画餅と終わらないようにすることが望まれます。

### (2) 世帯

世帯数・1世帯当り人員等について、概ね5年毎の推計値を明示します。増減の要因等も併せて示します。(1)の人口と連動しますが、過大な見込みとならないよう注意する必要があります。

## まちづくりの基本方針

### (1) 新市の将来像

まちづくりの方向性や目標を明示します。

### (2) 施策分野別の基本方針

新市の将来像を実現するための方針を明示します。

### (3) 土地利用の方針

地域の社会的、経済的、自然条件等に十分配慮しながら、長期的展望に基づいた適切な土地利用方針を明示します。

### (4) 地域別整備の方針

日常生活圏、歴史的経緯、今後の地域整備の方向性を考慮し、各地域の特性を活かした整備方針を明示します。

## 新市の施策

項目の例としては、次のようなものがありますが、「まちづくりの基本方針」に基づき、次の例などの施策を設定することとなります。

### (1) 自然環境の保全と活用

自然環境の保全

河川環境の整備と保全

森林の維持と活用

### (2) 都市基盤の整備

道路の整備

公共交通の整備

市街地の整備

- 上水道の整備
- 下水道の整備
- (3) 生活環境の整備
  - 住環境の整備
  - 公園・緑地の整備
  - 衛生環境の整備
  - 地域・生活関連施設の整備
  - 消防・防災・交通安全の推進
  - 情報・通信の整備
- (4) 保健・医療と福祉の充実
  - 保健・医療の充実
  - 高齢者福祉の充実
  - 社会福祉の充実
  - 保育の充実及び女性への支援
  - 介護保険への対応
- (5) 教育・文化の充実
  - 生涯学習の推進
  - 学校教育の充実
  - 文化・スポーツの振興
  - 国際化への対応
- (6) 産業の振興
  - 農林水産業の振興
  - 商工業の振興
  - 観光・レクリエーションの振興
- (7) 連携・交流の促進
  - 新市内の連携・交流の促進
  - 県内での連携・交流の促進
- (8) 開かれたまちづくりの推進
  - 開かれた行政への取り組み
  - 住民活動支援の促進
- (9) 行財政の効率化
  - 行政運営の効率化
  - 財政運営の効率化

#### 新市における県事業の推進

- (1) 県の役割
  - 必要な助言・調整等を行うとともに、新市基本計画に盛り込むべき県事業の取りまとめを行います。

## (2) 新市における県事業

事例では、県の計画を参考に道路の整備、自然環境の保全、河川の整備等が盛り込まれています。

### 公共的施設の統合整備

支所等の位置付けや、公共的施設の統合整備について定めます。

これらの施設は特に住民生活との関わりが深いため、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、あるいは財政事情も考慮の上、検討することが重要です。

## 財政計画

### (1) 歳入

#### 地方税

今後の経済の見通し、国における歳出歳入一体改革を踏まえ、現行の税制度を基本として算定しますが、過大に見積もることのないよう留意する必要があります。

#### 地方交付税

普通交付税については、合併算定替による算定及び合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置などを勘案し、交付税措置額を見込みます。

従来は、過去5カ年程度の伸率により、今後の交付税額を見込む例が多くありましたが、最近の事例では、過去の伸率によることなく、現状維持あるいは減少傾向を前提とした傾向にあります。交付税額の今後の伸率については、過大に見積もることのないよう留意する必要があります。

#### 交付金・分担金・負担金

過去の実績等により算定しますが、過大に見積もることのないよう留意する必要があります。

#### 国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は、過去の実績等により算定し、これに新市基本計画事業分を加えて見込みますが、過大に見積もることのないよう留意する必要があります。

#### 繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に活用するなどが考えられますが、過大に見積もることのないよう留意する必要があります。

#### 地方債

新市基本計画事業に伴う合併推進債については、対象事業において他の起債に比べて有利な場合は活用することを前提に、過大に見積もることのないよう留意する必要があります。

## (2) 歳出

### 人件費

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職の削減、合併による特別職の減などを見込みます。

### 扶助費

過去の実績等により算定し、合併によるサービス水準の変化による影響額を見込む場合もあります。

### 公債費

合併年度までの地方債に係る償還予定額に、翌年度以降の新市基本計画事業等に伴う新たな地方債が発生する場合は、その償還見込額を加えて算定します。

### 物件費

過去の実績等により算定し、新市基本計画事業分を加えます。また、合併による事務経費の削減効果を見込みます。

### 補助費等

過去の実績等により算定し、合併によるサービス水準の変化による影響額を可能な限り見込みます。

### 繰出金

他会計の事業を考慮して的確に見積もります。

### 積立金

過去の実績、将来計画等を勘案し積立金を見込みます。

### 普通建設事業費

新市基本計画事業等も含めての普通建設事業費を見込みます。

# 協議第 4 ~ 7 号 関係説明資料

## 基本 4 項目先進事例

### 【県内事例】

都道府県名	合併関係市町村	合併の方式	合併年月日	曜日	新市名	事務所の位置
栃木県	黒磯市、西那須野町、塩原町	新設	平成17年 1月 1日	土	那須塩原市	旧・黒磯市役所
栃木県	佐野市、田沼町、葛生町	新設	2月28日	月	佐野市	旧・佐野市役所
栃木県	氏家町、喜連川町	新設	3月28日	月	さくら市	旧・氏家町役場
栃木県	大田原市、湯津上村、黒羽町	編入	10月 1日	土	大田原市	現・大田原市役所
栃木県	南那須町、烏山町	新設	10月 1日	土	那須烏山市	旧・烏山町役場
栃木県	馬頭町、小川町	新設	10月 1日	土	那珂川町	旧・馬頭町役場
栃木県	鹿沼市、粟野町	編入	平成18年 1月 1日	日	鹿沼市	現・鹿沼市役所
栃木県	南河内町、石橋町、国分寺町	新設	1月10日	火	下野市	旧・国分寺町役場
栃木県	今市市、日光市、足尾町、藤原町、栗山村	新設	3月20日	月	日光市	旧・今市市役所
栃木県	宇都宮市、上河内町、河内町	編入	平成19年 3月31日	土	宇都宮市	現・宇都宮市役所

### 【県外事例】

都道府県名	合併関係市町村	合併の方式	合併年月日	曜日	新市名	事務所の位置
茨城県	水海道市、石下町	編入	平成18年 1月 1日	日	常総市	旧・水海道市役所
群馬県	藤岡市、鬼石町	編入	1月 1日	日	藤岡市	現・藤岡市役所
埼玉県	行田市、南河原村	編入	1月 1日	日	行田市	現・行田市役所
滋賀県	東近江市、能登川町、蒲生町	編入	1月 1日	日	東近江市	現・東近江市役所
広島県	尾道市、因島市、瀬戸田町	編入	1月10日	火	尾道市	現・尾道市役所
岐阜県	多治見市、笠原町	編入	1月23日	月	多治見市	現・多治見市役所
愛知県	豊川市、一宮町	編入	2月 1日	水	豊川市	現・豊川市役所
宮崎県	延岡市、北方町、北浦町	編入	2月20日	月	延岡市	現・延岡市役所
北海道	岩見沢市、北村、栗沢町	編入	3月27日	月	岩見沢市	現・岩見沢市役所
千葉県	成田市、下総町、大栄町	編入	3月27日	月	成田市	現・成田市役所
岐阜県	大垣市、上石津町、墨俣町	編入	3月27日	月	大垣市	現・大垣市役所
山梨県	笛吹市、芦川村	編入	8月 1日	火	笛吹市	現・笛吹市役所